

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成25年5月23日 午前10時～午前11時59分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 橋 口 博 文
副委員長 川 添 公 貴
委 員 上 野 一 誠
委 員 井 上 勝 博
委 員 佃 昌 樹

委 員 福 元 光 一
委 員 成 川 幸太郎
委 員 帶 田 裕 達
委 員 森 満 晃

○欠席委員（1人）

委 員 中 島 由美子

○その他の議員

議 員 谷 津 由 尚

○説明のための出席者

危機管理監 新 屋 義 文
防災安全課長 新 盛 和 久

原子力安全対策室長 遠 矢 一 星

○事務局職員

事務局 長 田 上 正 洋
議事調査課長 道 場 益 男

課 長 代 理 南 輝 雄
議事グループ長 瀬戸口 健 一

○審査事件等

1 調査事項

- 川内原子力発電所の安全対策に関する調査
 - (1) 川内原子力発電所の安全対策等の取組状況について
 - (2) 地域防災計画（原子力災害対策編）の策定について

2 審査事件

- 陳情第1号 川内原発1・2号機再稼働反対の決議を求める陳情書
-

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の申し出があります。2名の方から傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合には、委員長において、随時許可をいたします。

△川内原子力発電所の安全対策に関する調査

○委員長（橋口博文）それでは、川内原子力発電所の安全対策にかかわる調査を議題といたします。

△川内原子力発電所の安全対策等の取組状況について

○委員長（橋口博文）まず、川内原子力発電所の安全対策等の取組状況について、当局の説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、川内原子力発電所の安全対策等の取組状況について、2点、御報告させていただきますので、原子力安全対策室分の資料を御準備いただけないでしょうか。

まず、資料の1ページの資料1をお開きください。津波堆積物調査についてです。同調査の実施については本年4月11日付の主要事項処理経過報告書、報告番号第19号で既にお知らせしておりますが、同調査が、まずは久見崎町で、本日、5月23日よりボーリング調査を開始されることになりました。

場所としましては、資料の1の地図に示してありますが、久見崎町の県道左手側の耕作放棄地が広がる字前田地区で、県道に近い地点に1カ所、また、奥側に1カ所と、その中間あたりに1カ所の、計3カ所で約30メートル程度のボーリング調査を行う予定です。

工期としましては、3に記載がありますが、3本のボーリング調査に約1カ月程度かかる見込みで、その後、分析に1カ月から2カ月程度かかるかと聞いております。

なお、この津波堆積物調査の目的としましては、太平洋側では各地で、研究機関等による調査が実施されているものの、九州西岸域ではプレート境界もなく、大きな被害をもたらした歴史的記録等もないため、同様の調査がほとんど行われていないことから、九州電力としては津波に関するデータの拡充を図るという観点から実施するもので、全体としましては、九州西岸域で十数カ所程度、期間としては3年程度を予定されており、久見崎町のほかについても適地を選定中であり、準備が整い次第、開始すると聞いております。

次に2ページの資料2を御準備ください。資料2は海水ポンプエリアの防水対策工事についてです。川内原子力発電所における現在の耐震バックチェック時の想定津波高さは、海水ポンプエリアの敷地高さより低く、また、新規制基準案に基づく津波高さは検討中の段階ではありますが、九州電力としましては、さらなる安全性、信頼性向上対策として平成26年度中に整備を行うとして公表されていた海水ポンプエリアの防水対策について、今回、その工法、概要が決定したと報告を受けましたので御説明させていただきます。

1に工事概要（イメージ）図とありますが、上側のほうのイメージ図と下側の断面図をあわせて見ていただきたいと思います。

まず、防水対策に関する大きな考え方としては、国の指示のもと実施したストレステストの評価や福島事故後の緊急安全対策等を踏まえ原子炉建屋において、津波高さ15メートルまでに対応する防水対策を行っていることから、海水ポンプエリアにおいても津波高15メートルまでの防水対策を行うもので、前面防護壁と盛り土で津波を防御し、これを越えてきた波については、次の防護壁で防護、防水するという二段構えの設計となっております。

詳細は断面図のほうで御説明しますが、断面図の左側が海側になります。まず、前面防護壁はコンクリート壁で高さが海拔13メートル、耐震はSクラスで、対津波は津波高さ15メートルの津波の波力に耐えられる構造としており、盛り土部分についても同様の耐力を有しております。

次に防護壁は断面図の中央部分に位置するオレンジ色の部分ですが、海拔15メートルの高さで海水ポンプを取り囲むように設置され、海側の前面と背面は鉄骨造、両サイドは鉄筋コンクリート造となり、耐震はSクラス、対津波は15メートルの津波が来た場合、前面防護壁の13メートルを超える2メートル部分の越水に耐えられる構造となっております。なお、防護壁の海側に2カ所の出入り口を設けますが、その出入り口には水密性を確保するため水密扉を設置予定です。

また、仮に越水した場合の海水の排水は下の断面図でいいますと真ん中の少し左側にあります除塵装置の部分で、上側のイメージ図でいいますと防護壁の海側のほうに8個並んだ構造物があると思いますが、そこが取水口に直接つながっておりますので、波が引くと同時に排水されることになります。

その他としましては、現地視察の際などに見られたことがあると思いますが、現在、この海水ポンプの上には走行式の移動クレーンが併設されておりますが、今回、ポンプ周辺部分を防護壁で囲むことから、走行式クレーンは撤去し、新たに固定式のアームが回転するジブクレーンを設置されます。また、作業など、海水ポンプエリアへの出入り口は上のイメージ図でいいますと、右上に設けてあり、原子炉建屋敷地からの出入りとなります。

最後に工期としましては、平成26年10月竣工となっております。以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（橋口博文） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） この津波堆積物の調査についてなんですけれども、どれだけさかのぼって調査ができるということになっているのか。数千年とか数万年とかいうふうにあると思うんですけれども、そういう対象とする年代というのは、どこまでさかのぼれるのかということが一つ。

それから、隆起がされている——全国どこでも数万年単位で見ると隆起があるわけですね。地面が持ち上がっているわけなんですけれども、そういった隆起についての検討というのはされているのか。そういったことについては明らかにしていただ

ればと思います。

それから、海水ポンプエリアについては、この防護壁がですね、耐えられるものということ、津波にも耐えられるということですが、津波によってコンクリートでつくられたものも破壊されたりしているんですね。実際、防波堤も破壊されているわけですね。そういった十分に耐えられるという根拠ですね、どのぐらいの厚さのもので、どういう——防波堤が壊されるわけですから、その防波堤よりも強靱なものでなければいけないということなのですか。耐えられる根拠というのは、どういうふうになっているのか、3点、お願いいたします。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 津波堆積物調査について、どこまでさかのぼれるのかということなんです。お聞きしている範囲では約7,000年前での津波被害の調査が可能となるというふうにお聞きしております。

2点目の陸地の隆起とかの関係ですが、すみません。これについては、私もまだ、把握しておりません。お答えすることが現時点ではできない状況です。

3点目になります。前面防護壁、防護壁の耐力の根拠ですが、これにつきましては東日本大震災以降、国土交通省が示した暫定指針というのがありまして、それを考慮して設計をされておりますが、計算方式としましては津波の波圧というのは平米当たりのキログラムニュートンということの単位であらわすそうなんです。計算方式としましては、水の単位体積重量、1立方メートル当たりのトンですね、掛ける重力加速度、掛ける設計用の浸水深、何メートル浸水するかという浸水深、掛けるの3倍ということで計算式が国土交通省から示されておりますので、それに準じて計算はされているというふうに、構造計算されているというふうにお聞きしております。

以上です。

○委員（井上勝博） 3.11の東日本大震災を踏まえての耐震設計が、対津波設計ということだろうと思いますけれども、一応、了解いたしました。

津波についてはですね、7,000年前までというふうになっているのは、私も事前にちょっと九電の窓口の方にお聞きいたしましたら、7,000年前までが現在の土地の高さであるか

ら、それ以降を調べるんだというお話でしたけれども。しかし、本当にそれでいいんだろうかと、どういうふうに隆起してるのかということも含めた検討もされていかないといけないんじゃないかと。というのは大きな地震が起こって断層ができたかどうかということについては、十二、三万年前まで検討するわけじゃないですか。そして、必要な場合は40万年前で検討するというふうになっているわけですよね。しかし、津波は7,000年前までで、検討課題というのは、ちょっとこの地震の、そういう津波の痕跡を調べるのとする、年代に差があり過ぎるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこはちょっと九電のほうにですね、問い合わせさせていただいて、なぜ、そんなに差が出るのかということについては問い合わせさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）九電のほうに確認はしたいと思いますが、一応、今の質問事項をちょっとおさらいといいますか、確認させていただきたいんですけども、津波による陸地の隆起とか、そういう関係ですか。

○委員（井上勝博）陸地の隆起というのは、7,000年前までが陸地の隆起があったんだそうです、7,000年前、以前ですね。だけど現在の土地の高さは大体7,000年前までと同じぐらいだということらしいんですよ、現在の高さが。そうすると今、はかっている地点で、どのぐらいの高さで津波が来たかというのがわかってくるわけですよね。しかし、隆起する前の段階で、なぜ検討されないのかと。つまり地震については、断層が動いたかどうかというのは十二、三万年前まで考えるわけですよ。なのに津波だけは7,000年前まででいいという考え方が、どうなんだろうかという質問なんです。

そんな隆起とかをする、しないという問題は別にしても、つまり津波は7,000年前までは検討するけども、地震は十二、三万年前まで検討するという、その年代の差が、どうしてそんなに開くのかということです。ただ単純に言うと、そういうことです。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）すみません。私がお聞きしている範囲では、7,000年前までが調査可能というのは、堆積物が見つかりますと塩分濃度等を調べながら確認をされていく

という話も聞いておりますので、そこが調査可能な年代が7,000年前ぐらいではないのかというふうに私としては認識しております。

○委員（井上勝博）それについては、調査は不可能だということで調査できないということですね。そういう理解でいいわけですか。わかりました。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹）今で、結局、津波というのは地震との相関関係が物すごく強いわけでしょう。地震と津波というのはセットですよ。それなのに、なぜバックチェックをするときの地震の関係は十二、三万年前から、異常があれば、疑惑があれば40万年前まで調べなさいと、こうなっているのに、津波だけが、セットであるにもかかわらず、なぜ7,000年前までよ。こういった不信感があるので、課長の判断じゃなくて、やっぱり九州電力がね、どう考えているのか、そここのところの見解をね、九州電力が出さないかんのです。監督官庁の思いじゃなくて、そこを要求しているわけですよ。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）確認させていただきたいと思います。

○委員長（橋口博文）よろしく申し上げます。
ほかにありませんか。

○委員（福元光一）このボーリング調査を、今度、久見崎町で3カ所ということなんですけど。ボーリングの調査をされて、その堆積物の内容によっては、やはり海のものが来て堆積したという証拠があらわれると思いますけど、それによっては川内川を津波が遡上してくるという想定でありますから、久見崎地区でボーリングの内容で、さほどないという結果であれば、いいんですけど。何年かと、この地層によっては津波が来ておったなということであればですね、久見崎地区だけでなく、この川内川沿いの、やはりポイント、ポイントで、どこまで上がってきたかがわかると思いますけど。これでは30メートル、深さをボーリングされるということなんですけど、このほかの地域、どの地点をボーリングされるのか。ある程度、平地をボーリングされるのか、ちょっと高いところをされるのか。それともう一つ、内容については、この川内川沿いのポイント、ポイントをボーリングの内容によってはしたほうがいいんじゃないかと、私は思うんですけど、その点は、どう考

えておられるのか、また、あれだったら要望していただければと思っています。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 九州電力のほうでは、先ほどもちょっと御説明したんですが、九州西岸域において十数カ所、久見崎町を1カ所とした場合に十数カ所のポイントを選定してボーリング調査を行いたいということで聞いておりますが、どういう場所をボーリングするかといいますと、波が越水してきて、その後、堆積したような場所ですね、そういったところの適地を見つけて地主さんと交渉して始めていきたいと聞いております。

仮に久見崎町で、そういう堆積物が見つかった場合、また、どのような拡充の調査をされるのかということについては、九電のほう確認させていただきたいと思っております。

○委員長（橋口博文） ほかにありませんか。

○委員（川添公貴） ボーリング調査に関して、工程、期間はおおむね、個々に示されているんですけど、堆積物のコア抜きのコアの検査はですよ、どれぐらいの予定をして、大体どれぐらいに調査結果が出るのかどうか、わかっていれば教えていただきたい。

堆積物のコアを抜きますでしょう。それを層ごとに、ずうっと調査していかれて、結論が出ますよね。何年前にどれぐらいの堆積があった、どうこうと、その結果が出るのはいつごろになるんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 今、お聞きしている範囲ではボーリング調査後、分析自体は一月から二月で終わるそうです。ただ、それが評価となりますと、例えば海水部分の堆積物が見つかった場合に、それが高潮なのか、津波なのか、そういった評価をするに当たっては、何カ所かある程度、広範囲でのボーリングが終わった時点での評価をしなければいけないということで、評価自体は、また、それ以降になるというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（橋口博文） ほかにありませんか。

○委員（井上勝博） ある人は、みやま池は調べたらどうかという話があったんです。みやま池がですね、25メートルぐらいの標高があるので、それは調べる必要はないんじゃないかと、それよりも低いところで調べればわかるんじゃないかと

いうことで、九電の、そういう広報の方がおっしゃっていたんですが。ただ、昔の地図を見るとですね——この九電の工事が行われる前の地図があったんですが、海へ川がつながっていて、その川の高さが10メートルぐらいなんですね。もしかしたらみやま池もですね、やっぱりポイントとしては、そういう昔の造成をする前の地図を調べれば、みやま池も対象にしてもいいんじゃないかなと思うんですが。そういったことなどの検討というのはどうなんですかね。されていないんでしょうかね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 九州電力のほうでは、より可能性があるところを調査地点に選び調査を進めていっていることで聞いております。

以上です。

○委員（井上勝博） 広報の方は昔の地図は御存じなくて、現在の標高をおっしゃってたんで、造成する前の標高が、川が現実にあって、仮に津波が川を遡上してきたとすると、みやま池にも痕跡が残っている可能性があるんじゃないだろうかと。やっぱりできるだけたくさんポイントで調査をしないと、結局、その痕跡がなかったという早まった結論を出すという危険性もあるので、できるだけポイントは多くされたほうがいいのではないかなというふうに思うんですよ。

みやま池というのは原発のすぐ近くでもあるということで、そういったポイントの選定の仕方についてですね、さらに精度を高めるためにもポイントを多くするということを検討されてはどうかと思うんですが、その辺についても、先ほどの点とあわせて九州電力にお問い合わせいただけるようお願いします。

○委員長（橋口博文） ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹） 資料の2のイメージ図の中で、前面の防護壁が170メートルのうちの、これは盛り土部分を除いている前面防護壁なのか、ですね。それと浸水を、ここを乗り越えて浸水したときに海水ポンプ室の前面に防護壁というのがあっても、ここについては、この図を見る限りでは前面だけで、もの足りるのかなというのがあるんですが、こういうとき、多分この前面防護壁だけではとめられないような気もするんですけど、どうなんですかね。その辺、どう見たらいいんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）海水ポンプエリアの前の防護壁については、この周囲をコの字型にといいますか、ずっと囲む形になります。前面だけではなくて、海水ポンプエリアを取り囲むような形でつくられます。

前面防護壁のほうは、盛り土部分を含んでいるのかということですが、１７０メートルのうちの真ん中に前面防護壁という印をつけてありますが、その部分が前面防護壁という呼び方はされているようです。

以上です。

○委員（佃 昌樹）盛り土部分は。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）盛り土部分のところもコンクリート造ですが、名前の呼び方としては、その中央部分の防護壁のほうを前面防護壁というふうな位置づけで呼ばれていると考えております。

以上です。

○委員（佃 昌樹）前面防護壁ということであればですよ、それなりに強度を持たせたものになってくると思うけれども、盛り土部分の強度というのは、これは実際問題として前面防護壁の強度と匹敵できる、そういったコンクリートになると——土どめの部分がですね、そういうことになっているのかな。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）盛り土部分も前面防護壁と同じ津波に対する耐力を有しているというふうに聞いております。

以上です。

○委員（佃 昌樹）その海水ポンプを処理するところの防護壁についてはコの字で、後のほうは何もないのかな。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）後ろのほうも取り囲むように周囲を全て取り囲みます。

○委員長（橋口博文）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）すみません。このポンプヤードのですね、ポンプヤードは完全に最終的には覆うというわけではないわけですね。今の、この防水対策工事のコンセプトとしては、全部覆うというわけじゃなくて、あくまで周囲に、その壁をして海水が入らないようにするよという、そういうコンセプトですね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）以前、検討段階ではドーム式のように覆う形も検討されて

おりましたが、やはり維持管理の問題であるとか、更新作業の問題であるとか、そういった観点から周辺を覆う形に決まったようであります。

以上です。

○議員（谷津由尚）ありがとうございます。じゃあもう一つです。同時にですね、このポンプ自体、防水型ではなくて、冷却の問題もあって、ポンプがもし、モーター部分が海水に浸ると当然、海水が中に入っちゃって使えなくなるんですけど、モーター部分ですね、このポンプ自体の防水モーターへの変更というのは入っていないのでしょうか、計画に。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）モーター自体の防水という形での計画は、まだ、お聞きしたことがありませんので、確認はしてみたいと思いますが、今のところはお聞きしておりません。

以上です。

○委員長（橋口博文）質疑は尽きたと認めます。

△地域防災計画（原子力災害対策編） の策定について

○委員長（橋口博文）次に、地域防災計画（原子力災害対策編）の策定について、当局の説明を求めます。

○防災安全課長（新盛和久）それでは、地域防災計画（原子力災害対策編）の策定について、説明をいたす前に前回の本委員会において要望や意見等をいただいておりますので、説明したいと思います。よろしいでしょうか。

まず、佃委員からございました３月２７日開催の防災会議で出された意見を示してほしいという要望でございますが、防災会議におきまして委員からの質問は２点でございました。１点目が福島は地震、津波、原子力災害と、複合的な災害となった。津波が来るとＰＡＺの住民、５キロ圏域の住民は既に避難しているのではないかな。あるいは津波で道路が浸水していると避難できないのではないかな、地震、津波、災害対策編とのかかわりはどのようになっているのかというような御質問でございました。これについては、昨年、原子力災害対策編に複合災害対策の章を設け、複合災害が起こることは想定してる。また、原子力災害対策編に記載がない事項については一般災害対策編や地震、津波災害対策編で災害対応し、どのような被害が起こるか想定しづらいけれども、それは防

災、津波ハザードマップの配布や津波避難訓練を実施し、災害に備えていると回答したところでございます。

また、広域避難について、既に策定済みの避難計画も見直すのかという質問につきましては、これまでの計画を尊重する、暫定計画でつくった広域避難計画は尊重し、P A Z、5キロ圏域と20キロから30キロ圏内については策定する必要がある、避難経路も複数化すると回答したところでございました。防災会議における質問は以上の2点でございました。

次に、前回の委員会において、井上委員のほうからS P E E D Iに関する検証が全然行われていないのではないか。具体的には、どうしてS P E E D Iの結果の公表がおくれたのか、米軍には国民よりも先に提供されたのか、S P E E D Iの運用が文科省から原子力安全委員会に移管されたのかについて、明確な検証がされていないのではないかというような御質問でございました。

御承知のとおり福島原発事故に係る検証作業は政府事故調、国会事故調及び民間において委員会が組織をされまして、事故原因や災害対策の問題点の検証のほか、今後の対策への提言がされており、報告書についても出されているところでございますが、前回の委員会開催時においてS P E E D Iについて特化して詳細に確認していなかったところであり、検証状況について明確にお答えできなかったところでございましたが、改めて、この報告書等を読みますと、S P E E D Iに関する検証状況については、S P E E D Iの結果の公表がおくれたことや、計算結果を避難等の防護対策に活用されなかったことについては、E R S Sからの放出源情報が長時間得られなかった中で仮定をし、この場合、保安院、文科省安全委員会等はE R S Sからの放出源情報を得られないS P E E D Iの計算結果は本事故では使える事態ではない。基本的にはS P E E D Iは活用できないと判断したことにより、関係機関による情報共有もなされず、避難等の防護対策への活用、あわせて計算結果の国民への公表という考えに至らなかったと検証されているところでございます。

また、環境放射線モニタリング指針においても事故発生後の初期段階では一般に放出源情報を把握することは困難なため、単位量放出の仮定値を入力してS P E E D Iで計算を行い、大気中の放

射線量をはかる緊急時モニタリング計画を策定する。その後、E R S Sから放出源情報が入手できた場合にS P E E D Iで計算を行い、防護対策の検討のための外部被曝による実効線量の分布図等の図形作成を、さらには緊急時モニタリングの結果とS P E E D Iによる計算結果を踏まえて、避難等の防護対策の検討、実施に活用する各種図形を用意すると定められていたが、E R S Sから放出源情報が長時間得られない事態はモニタリング指針にも定めがなく、保安院や文科省を含む関係機関は想定していなかったことも、今回の事故において活用されなかった理由として挙げられています。

その結果、S P E E D Iによる予測計算の結果は一部において緊急時モニタリングの測定地点の決定やスクリーニングの優先順位の判断のための参考資料として活用されたものの、本事故の初期段階において関係機関のみならず、関係機関の内部においてもS P E E D Iによる予測計算の結果の避難等の防護対策への活用法について、組織的に検討されることはなかったこと。また、各機関は当該計算結果は、あくまでも内部の検討のための参考資料と認識していたことから、当然に住民の防護対策を実質的に検討していた官邸の災害対策本部に、初動時にS P E E D Iによる予測計算の結果が伝達されることもなかったと検証されています。

このようにE R S Sからの放出源情報が得られない、S P E E D Iの予測計算の結果は公表するに値しないものと認識され、公表するという、そもその発想もなかったと結論づけており、S P E E D Iの結果の公表がおくれたものと推察されています。

次に、米軍には国民よりも先に提起をされたのかという御質問でございましたが、単位量放出の仮定値を入力したによるS P E E D Iの計算結果は文科省、保安院、原子力安全委員会等が、それぞれ内部資料として活用をし、組織間で連携して対策のために活用することもなく、どの機関が主体的に公表するという発想もなかったと、さきに述べたところでございますが、こうした中にあって3月14日、文部科学省から外務省を通じて、これは事故後、平成23年ですが、外務省を通じて緊急事態に対応してもらう機関に情報を提供する一環として米軍に提供されたことから、結果と

して御質問のように、国民よりも先に提供されたようであります。このことは昨年1月16日に開催された国会事故調での文部科学省、科学技術学術政策局次長の証言により明らかにされています。

次に、SPEED Iの運用が、なぜ文科省から原子力安全委員会に移管されたのか、明らかにされていないとの御質問でございましたが、全ての事故調査委員会でも検証していますが、3月16日に官邸で行われた各省庁のモニタリングの役割分担に関する協議において、事故後すぐでございますが、モニタリングデータの集約、公表は文部科学省が、データの評価は原子力安全委員会が、そして、評価に基づく対応は原子力災害対策本部が行うようになったようであります。なお、その際、SPEED Iに関する言及はなかったようでございます。これを受け、文部科学省では政務三役会において文部科学省がモニタリングの評価を行わないこととなったのであるから、今後、SPEED Iはモニタリングデータを評価を行うこととなった原子力安全委員会において、運用、公表すべきであるとの提案がなされ、会議の参加者が同意したとございます。この決定を受けて文部科学省は原子力安全委員会に対して、SPEED Iの運用主体の変更に関する同省の決定を口頭で伝えるとともに、同省の非常災害対策センターに詰めていた原子力安全技術センターのオペレーター2名全員を原子力安全委員会事務局に派遣をいたしました。

一方、原子力安全委員会はSPEED Iの運用主体に関する文部科学省の決定の連絡を受け、SPEED Iは安全委員会に移管されたわけではないが、今後は文部科学省に計算依頼を行わなくても、SPEED Iを用いた計算を行うことができるようになったと理解し、同システムの運用を開始したとございます。

このように移管したほう、移管を受けたほうのSPEED Iの運用に関する捉え方は異なりますが、移管した側の文部科学省としては、井上委員が電話された際、もう文科省の管轄から外れて原子力安全委員会のほうで管理しているという回答になったと推察をされます。以上が前回の委員会時に、井上委員からあったSPEED Iの検証状況についての回答でございます。

それでは、地域防災計画原子力災害対策編について、説明をいたします。配付してあります薩摩

川内市原子力防災計画を御準備ください。

この計画につきましては、3月27日の防災会議において見直しの承認をいただいたものでございます。また、この計画の説明につきましては3月の本委員会で概要を説明しておりますので、重複するところは割愛させていただきます。

ページをめくっていただき表紙の裏をごらんください。上に準拠とございます。本計画は地域防災計画原子力災害対策編作成マニュアル、このマニュアルは地域防災計画の策定に関する地方公共団体の支援として内閣府及び消防庁が策定した防災基本計画や原子力規制委員会が作成した原子力災害対策指針をもとに作成するものでございますが、このマニュアルに準拠しているものでございます。

また、3月25日に県が改正した鹿児島県地域防災計画にも準拠しておりますが、災害対策基本法では市町村地域防災計画は、都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならないとなっており、準拠する必要がございます。

次に1-1ページをお開きください。表の1行目に修正案及び修正理由等々記載してございますが、この修正理由等について説明しますので、再度、表紙裏をお開きください。

修正理由の使い分けの部分でございますが、まず、県計画に準拠とは、県が作成マニュアルに準拠して計画として修正し、作成マニュアル（市町村分）にも同様内容が記載されており、それに基づき修正するという意味でございます。

県計画に整合とは、県が作成マニュアル以外の要因で計画案として修正し、それに基づき修正するものでございます。

作成マニュアルに準拠とは、作成マニュアル（市町村分）に準拠して修正するもの。括弧書きは修正理由を補足する出典等を記載してございます。

右側の目次をごらんください。赤で修正してあるのが修正分になります。

再度、1-1ページをお開きください。第1章、総則でございますが、真ん中あたりに第2節、定義がございます。右側の1-2ページの上の5関係周辺市町に鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町が追加をされました。

1-3ページをお開きください。16に警戒事象が追加をされております。

1-5ページをお開きください。一番下の節、第6節、計画の基礎となるべき災害の想定が追加をされております。

1-6ページをごらんください。第7節、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲は、第1予防的防護措置を準備する区域、いわゆるPAZ、一番下、第2緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZ、また、次のページ、1-7ページの第8節の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び地震については、3月の本委員会で表に基づき説明いたしておりますので、省略させていただきます。

1-9ページをお開きください。本市の事務、または業務の24から26までを市の暫定計画から取り込んでおります。

1-10ページでございますが、本市の教育委員会の事務等に、1に園児等に対する登下校時の安全確保に関すること。4に小中学校への災害情報の伝達に関すること。5に被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケアに関することを新たに追加し、次のページ、1-11ページでございますが、受入市町村の事務等が暫定計画では5の住民に対する広報及び指示伝達に関すること。7の関係市への応援、協力に関すること。8の避難所の提供、開設、運営協力に関することでございますが、今回、12項目、新たに追加してございます。

次に2章、防災体制計画について説明いたしますので、2-1ページをお開きください。2-1ページでございます。右側の2-2ページでございますが、第2節、防災活動体制計画ですが、2-4ページをお開きいただきたいと思います。一番下、(3)オフサイトセンターの機能確認から2-5ページ、オフサイトセンターが機能しない場合の対応まで、オフサイトセンターに対する機能確認や本市の協力、機能していない場合の対応を新たに記載してございます。

2-7ページをお開きください。2-7ページから2-15ページまで、本市の災害対策本部の各部の分掌事務を記載してございますが、それぞれ追加した事務を赤で記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

次に2-17ページをお開きください。2-17ページから2-19ページまでは原子力災害

合同対策協議会、オフサイトセンターにおける構成員や各機能班グループの任務等を記載してございますが、より具体的な任務を追加してございます。

次に3章、原子力災害事前対策計画を説明しますので、3-3ページをお開きください。真ん中ほどの第4節、迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備えであります。第1に関係機関等との連携強化では、市は平常時から関係機関等との連携強化を図る民間事業者のノウハウや能力を活用するとし、第2の公共用地等の有効活用が追加されております。

その下、第5節、情報の収集・連絡体制等の整備でございますが、3-5ページをお開きください。一番下の1の専用回線網の整備では、(1)国、県、人の専用回線、いわゆるホットラインの整備維持、また、(3)九州電力との専用回線網の整備でございますが、3-6ページをお開きください。九州電力は市、県、オフサイトセンター等との専用回線の整備等に努めるとして規定してございます。2の通信手段経路の多様化では(1)災害に強い伝送路の構築として、伝送路の他ルート化や関連装置の二重化など、(5)まで記載をしてございます。通信手段の確保について多く追加をしているところでございます。

3-8ページをお開きください。第4長期化に備えた動員体制の整備として、職員の動員体制の整備等を、第6では消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊を新たに追加いたしました。3-9ページでございますが、第8広域的な応援協力体制の拡充強化では、1他市町との応援協定の締結や2応援要請に必要な準備。3隣接県との連携を追加してございます。

3-12ページをお開きください。第8節、3-12ページでございます。第8節避難収容活動体制の整備でございますが、第1避難等の方法として、1屋内待避、2コンクリート屋内待避、3避難の具体的な方法等を記載しました。

3-13ページ、下のほうでございますが、第2の避難計画の策定等でございますが、主は市民が混乱を起こすことなく、避難民の指示に従って行動ができるように、避難及び避難誘導計画を定めるとしてございます。避難計画及び対策はPAZ、UPZ、UPZ外、甑島と四つに分けて策定等を実施いたしますが、3-14ページをお開き

ください。3のUPZ外及び4の甌島における避難対策は市独自に追記しております。

3-16ページをお開きください。下のほうにあります。2の病院等、医療機関の避難計画の整備、3-17ページ、3の社会福祉施設の避難計画等、その下、5の学校施設における避難計画の整備、第6不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備と、新たに施設ごとの避難計画を施設の管理者が策定することとしましたが、具体的な策定は、これからになっております。特に病院や社会福祉施設については、受入先が重要でございますが、厚生労働省等がどのようにされるか、現在、検討されているというふうに聞いているところでございます。

3-18ページをお開きください。第10避難場所、避難方法などの周知でございますが、真ん中あたりの3のPAZ内の市民の円滑な避難への配慮ではPAZ、5キロ圏内の市民はEAL、緊急時活動レベルの基準で避難等を実施し、UPZの市民はOIL、運用上の介入レベルの基準で行動することとなりますが、PAZの市民が円滑に避難できるようにUPZ等の市民に理解を求める。つまりパニックに陥らずPAZの避難が優先されるように広報し、啓発していくことが重要であるというふうに考えております。

3-19ページ、真ん中の第11節、救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備では、第3が医療活動用資機材及び緊急被爆医療活動体制等の整備は県が実施をしますが、3-20ページをお開きください。3-20ページ、一番上に安定ヨウ素剤に関することが記載がございます。なお、配付、服用方法等、具体的なあり方については今後の国の動向等を踏まえて検討するとありますが、新聞報道等でありますように安定ヨウ素剤については、PAZについては、事前配付をする方向で調整されているようでございますが、もう少ししばらくすると指針に反映されるというふうに考えているところでございます。

3-24ページをお開きください。上のほう第13節、行政機能移転及び業務継続計画の策定でございますが、本市では暫定計画で行政移転先を決めておりましたが、今後、業務継続計画を策定することになります。

2の市の行政移転先をごらんください。移転先は祁答院支所、及びその周辺施設としてございま

す。

3-29ページをお開きください。第18節、核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応でございますが、運搬においては事故発生場所が特定されないことから、消防局など防災関係機関のとるべき対応を新規に規定をいたしております。

4-1ページをお開きください。第4章は緊急事態応急対策計画になります。下のほう第1節、情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保、1の九州電力から警戒事象発生の通報があった場合の措置としまして、次のページ、(1)九州電力からの通報に警戒事象発生時の通報があった場合の対応を追加しております。

2では九州電力から特定事象発生の通報があった場合の対応について、具体的に記載をしております。

4-11ページをお開きください。真ん中あたりの1初動段階の緊急時モニタリングの実施でございますが、県は九州電力から特定事象発生の通報を受けた場合に可搬型モニタリングポストの追加配備やモニタリングカーによる移動測定など、平常時のモニタリングを強化をいたします。また、この測定結果は原子力規制委員会等へ報告をされて情報が共有されるようになってございます。

次のページでは、緊急時モニタリングの実施を追加してございます。右側の4-13ページをごらんください。第4節、屋内退避、避難収容等の防護活動、第1の屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施では、1の避難準備で(1)では市民の、(2)では病院等の避難準備を規定し、(3)では段階的避難への配慮として、まず、PAZの避難を優先させるよう周知することとしてございます。

その下の2では、PAZ内における予防的防護措置の実施について、次の4-14ページから4-15ページまで規定しておりますが、4-15ページ、(5)には市は国の防災対策本部が設置されていない段階において、原子力発電所の事故の進展が早く、国の指示、県からの要請等の発出前に避難が緊急に必要と判断したときは、市民に対して避難を指示するものとする、暫定計画で定めた事項を追加してございます。

その下、3ではUPZ内における緊急時防護措置の実施について、4ではUPZ外における防護措置を規定し、5では避難方法として、避難手段

は原則、自家用車とするとし、（２）の避難車両確保では——開けていただきまして、避難車両が不足する場合はバスなどを準備するとし、暫定計画を踏襲しております。７では県警による交通誘導を、８、９では受入市町村への県からの指示や受入市町村の協力について追加してございます。また、１０では甑島における対応として、市はＰＡＺ内、これは里地区、上甑地区の一部になりますが、予防的防護措置の実施にあわせ、原則としてＵＰＺ内における予防的防護措置、屋内退避でございますが、島内のＵＰＺ外の避難を行うこととし、ＵＰＺ外の市民等に対して、必要に応じて予防的防護措置、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行い、本土への避難の検討を行うものと規定をいたしました。いずれにいたしましても、ＵＰＺ内、ＵＰＺ外は運用上の介入レベル、ＯＩＬの実測値で行動が決まることになります。

４－１７ページの１１では、市民等への避難指示として、避難指示の伝達の仕方や、下のほう、（２）避難誘導時の情報提供を記載してございます。

次のページ、第２避難場所では、１の避難場所の開設等から５に避難所における被災者のケアまで規定をしました。右側のページでございますが、６の女性や子育て家庭への配慮から９の応急仮設住宅の建設等について、具体的な事項を追加してございます。

４－２０ページをお開きください。第５災害時要援護者への配慮でございますが、１災害時要援護者等への配慮では、避難や避難場所での生活に関して、福祉施設職員等の応援体制などを盛り込んでおります。２では在宅の災害時要援護者の避難として、災害時要援護者避難支援計画に基づき避難等補助者、自治会等の協力の支援を受けて避難するとし、次のページでございますが、３病院等医療機関、４社会福祉施設、５学校、第６の特定多数が利用する施設はあらかじめ策定してある避難計画に基づき避難するとしてございます。

４－２８ページをお開きください。真ん中あたりでございますが、第９節、住民等への的確な情報提供活動でございます。

４－３１ページをお開きください。第１０節では、自発的支援の受け入れ等として、ボランティアの受け入れ等を規定し、１番下、第１１節では行政機能移転及び業務継続計画に係る措置につい

て、次の４－３２ページにかけて追加をしてございます。

５－１ページをごらんください。５章は複合災害時対策計画でございますが、次のページから災害警戒本部や災害対策本部の所掌事務等を見直しております。

６－１ページをお開きください。第６章、原子力災害中長期対策計画として、次のページの第１節、緊急事態解除宣言後の対応といたしまして、市は原子力緊急事態解除後も引き続き原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するとし、第２節では避難区域の見直しについて追加してございます。

次のページでございますが、下のほう第７節で被災者等の生活再建等の支援として第１から、次のページ、第３まで生活再建等への支援、相談窓口の設置等、支援の機動的、弾力的推進について規定してございます。

以上で、地域防災計画（原子力災害対策編）の説明を終わりますが、緊急時モニタリングについて、引き続き遠矢室長が説明をいたします。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） それでは、川内原子力発電所の周辺環境放射線調査について、平成２５年度より拡充されたものがありますので、御説明させていただきたいと思います。

原子力安全対策室分の資料の３ページ、資料３を御準備いただければと思います。

本年、５月１日付の主要事項処理経過報告書では、このような緑色の冊子なのですが、平成２５年度の調査計画というのを配付はしてありますが、拡充された分については、お手元に準備しました鹿児島県が作成しましたパンフレット、環境放射線調査のあらましの一部を添付しておりますので、この資料に基づき御説明いたします。

まず、４ページをお開きください。測定局についてですが、これまでは昭和５６年度に設置された第１測定局の７局、またＪＣＯの事故後、平成１２年度に増設された第２測定局１５局と、右下の九州電力測定局６局の計２８局が、おおむね発電所から１０キロ以内に設置されておりましたが、今回、福島での事故を受け、鹿児島県は平成２４年度において発電所から、おおむね１０キロから３０キロの範囲に第３測定局２０局及び第４測定局２５局の４５局を増設しており、本年４月より測定を開始しております。現在は、県と

九州電力合わせて73局体制となっております。

増設されました第3測定局の20局は、電離作用を用いた球形加圧電離箱検出器で高線量まで計測可能で雨量計や感雨器も整備し、また停電時はおおむね7日間対応可能な軽油を燃料とした非常用発電機も備えております。

また、第4測定局の25局は、蛍光作用を利用したNAI（ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器）で、電源は太陽光パネルであり、バッテリーを備えておりますので、天候が悪くても約7日間は連続測定可能ということです。また、その右側の5ページの中段より少し下にGPS追従型線量率測定装置というものが掲載されておりますが、これは万が一原子力災害が発生した場合、車両等に掲載しての移動測定や任意地点での連続測定を行う機器であり、太陽光パネルとGPS機能を備えており、平成24年度で30台整備されております。また、その下にある可搬式モニタリングポストも14台整備されております。

次に、6ページをお開きください。この6ページには、県内の測定局の配置状況が図示してあります。右側に凡例も記載してありますが、黒の上三角と下三角が既存の第1、第2測定局になります。また、四角と丸が平成24年度に増設された第3、第4測定局の45カ所になります。詳細な配置場所は主要事項で、先にお配りしました調査計画に地点名、配置場所、方位、発電所からの距離が記載されておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

なお、一番遠い地点としましては下甕手打小局の50.7キロとなっております。また、測定結果は2分ごとのリアルタイムで本庁、各支所及び川内駅に設置してあります大型モニター、もしくはインターネット、また、携帯電話でも見ることができます。

そのほか、6ページの図面に薄いひし形のマークがあると思いますが、これは鹿児島県が国からの委託を受け、昭和35年から実施している全国環境放射能水準調査地点です。従来は、鹿児島市の1カ所だけでしたが、福島事故を受け、平成23年度に鹿屋市、霧島市、南さつま市、西之表市、奄美市の県地域振興局5カ所に増設されており、現在6カ所で水準調査を実施されております。

以上で、拡充された環境放射線調査についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（橋口博文） ただいま当局からの説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） SPEEDIについては事故調査委員会で検討されているということで、ERSSからの情報がなかったからということで、その発表がおくれたということなんですが。しかし、日本に住む外国人向けにはですね、私はすぐ最初に気づいたのはドイツ気象庁からは、放出量が幾らあるのかということについては、仮定をですね、そして、どういう方向に風が動いているのかと、待機中の風が動いているのかということを示す情報をインターネットでずっと流してあったわけですね。それを見ると、やはり今、問題になっている飯館村とか、ああいったところが危ないぞというのは、事前に察知できたはずだったんですよ。

ところが、日本の場合は、そういうERSSの情報がなかったからといって、結局、飯館村の人たちはおくれたと、避難がおくれたという結果になったわけですので、やっぱりその教訓というのが生かされているかどうかということだと思うんですが、この4-29ページに、このSPEEDI等による情報提供のことが書いてあるんですが、そのERSSが故障した場合のことについては、どこか触れているのか、その辺については教訓が生かされているのかということなんですが、それはどうなっているんでしょうか。

○防災安全課長（新盛和久） 今回の見直しの中でSPEEDIについて、ERSSからの情報がなかった場合の対応についてという部分でございますけれども、それについて、この今回の支援をつくられるときにERSSについて検討されたかという部分は、詳しくは承知しておりませんが、先ほどSPEEDIの検証結果について説明をいたしましたけれども、こういう検証結果に基づいて指針をつくられたわけでございますので、ERSSがなかった場合のマニュアルについても策定されるものというものというふうに理解しております。

以上です。

○委員（井上勝博） 前回、何年前でしたか、この原発の特別委員会ですね、わざわざ文科省まで行って、そのSPEEDIのシステムを見せてもらってですね、コンピューターの部屋まで入ら

せていただいて、そこの操作をされる方がですね、日本中どこでも、この監視体制がばっちりなので、どこかで放射能が漏れたらですね、すぐわかるんですというふうに自慢されていましてですね。そして、どんな微細な放射能漏れも察知できるんですということを言ってたんですよね。それが、結果的には、こういう事態になったというのはですね、一体、何だったのかと。

だから、本当に、この教訓が生かされるのかということについてはですね、疑っても疑っても疑いが晴れないぐらいに、やっぱり疑わなきゃいけないと思っているんですね。あれほど自慢してたんです。本当にばっちりです、完全ですということまで言ってたわけです。だから、私は事故が起こったときに、何でSPEED Iの発表のないんだろうと、すぐに思ったわけなんですけどね。

そこら辺、やっぱりERSSの故障の場合とか、SPEED Iじゃなくてもですね、気象庁でわかるはずなんですね、風向きなどによって大体、こちら方面が危ないぞというのがですね。だから、それはすぐに市民に公表されるべきだというふうに思うんですよ。そこら辺については、やっぱり念のためにですね、確認をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○危機管理監（新屋義文） 前回の委員会のときにも御答弁したところでございますが、例えば防災基本計画の中にですね、緊急時予測システムERSS等についての対応について記載がされております。これは当然に先ほど課長から説明がありました委員会の、そういう問題点等を考慮しながら、そういう規定をされておりますので、答弁は繰り返しになりますけれども、福島の事故を受けた検証をした中でERSSの取り扱い、例えば長時間データが得られない場合はどうするか。また、公表について、どこがどうするかというふうに記載してございます。

例えば、福島の場合は現地対策本部が、もう機能不能の状態でありました。その際、前の計画では現地対策本部が主体的に公表するという事になってたんですけれども、現地対策本部が機能してない中で、じゃあ原子力安全委員会がするのか、文科省がするのか、その辺の、いわば想定外のマニュアルについての対応ができてないというのもありましたので、その辺も十分検証がされていると、報告書を見る限りではそう思います。

以上です。

○委員（井上勝博） この経験として、実感としてですね、そういうことが法律上ちゃんと定められているのかということを確認をしておかないと、どうも落ちつかないと。SPEED Iについてはですね、結局、法律的な規制はなかったんじゃないですかね。それ公表する、公表しないということについて。

だから、今言われたように、ERSSが機能しなかった場合に、どのような措置をとるのかということについて、どういう文書を見れば、それ確認できますか。

○危機管理監（新屋義文） その当時のマニュアルということでよろしいでしょうか。

○委員（井上勝博） 要するに、もう二度と同じ過ちを繰り返していかないためにも、ちゃんと、そのSPEED Iで、いろんな想定をされたときに、ERSSの故障も含めてですね、いろんな想定がされると思うんですね。

その際に、例えば、それが故障した場合に、どういう扱いをするのか、そして、それをどういうふうな形で国民には発表するのかということについて、これからのこととしてきちんとマニュアル化され、文書化されているのかどうか、それは私はどこで確認すればいいのでしょうかということなんですよ。

○危機管理監（新屋義文） まずは、原子力災害対策指針、それを受けた原子力防災基本計画の原子力災害対策編、それと各省庁の防災業務計画というのがございますので、それぞれを全て確認していくということになると思います。

以上です。

○委員（井上勝博） それでは、文書として、例えばこういう資料は提示できるんでしょうか。

○危機管理監（新屋義文） はい。インターネットで公表されている部分でございますので、確認ができると思います。

以上です。

○委員長（橋口博文） ほかにありませんか。

○委員（井上勝博） ヨウ素剤の扱いについてなんですけれども、このヨウ素剤について、やはり子どもさんを預かる小学校も含めてですけれども、保育園とか幼稚園とか、それから、子どもさんが集まる場所ですよね。そういったところにきちんとふだんから置いていただいて、直ちに飲めるよう

にというふうに考えて対策をされているんだろうかということなんです、赤ちゃんについては、何か液体性のものというか、そういうものが必要であると、錠剤は飲めないということなんで、そういうものも準備をしなくちゃいけないとかあります。

それから、前回か、前々回だったと思うんですが、薬事法の関係で整備がされてないというお話でしたけれども、先ほど、それも含めた検討がされて、近々、国が発表するというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○防災安全課長（新盛和久） まず薬事法につきましては、原子力防護薬としての承認は受けたというふうに聞いております。

非常に、かなり最初のころは半年から1年ぐらい審査にかかるというような話でございましたけれども、厚労省のほうで、この重要性にかんがみまして、かなりスピーディに審査をされて承認をしたというふうに聞いております。

また、今おっしゃった幼稚園等の配備でございますけれども、PAZ内、5キロ圏域については、これは事前配付という方針が出ております。OILについては、これは実測に基づいて、ある一定の量を超えたときにヨウ素剤は飲むというふうになってございますが、じゃあ一定の量を超えないと飲まないのかという部分については、これはやはり放射線に感受性の強い子どもとか、あるいは妊婦さん等については、政策的な部分で服用についての指示が出るというふうに、出すというふうに考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 薬剤師とか、そういう資格を持った人がいなくても、PAZ内では配備されて、そして、それは先生の指示で飲むことができるということなんですか。

○防災安全課長（新盛和久） 事前配付については、事前に説明会が実施されます。これについては、県のほうが医師等を招いて事前に説明会をして、その世帯で受けた方がいた場合には、その事前配付ができるというふうに聞いておりますので、事前に医師の説明を受けて、そして、服用については医師の指示で服用するというふうになります。

以上です。

○委員（井上勝博） そうすると、PAZ内では、そういうふうにちゃんと説明を受けて、指示どお

り服用できるということであるならばですね、5キロ圏内ということについてだけなんですけれども、今後、10キロ、20キロとかUPZ内とかいうふうなことも、これは市町村の判断でできることなんでしょうか。

○防災安全課長（新盛和久） PAZ内は事前配付というふうのは決まっています。

それと、UPZであっても事前配付をしたほうがいい地域という部分については事前配付をしていいよというふうに記載がございます。その方向で進んでおりますので、市町村の裁量において事前配付についてもできるものというふうに理解しております。

○委員長（橋口博文） ほかにありませんか。

○危機管理監（新屋義文） 先ほど乳幼児の関係についての御質問がございました。これまで7歳未満については、ヨウ素剤の服用は内服液に行うということで、乳児だけじゃなくて7歳未満ということになっておりました。

今回、4月にパブリックコメントに出された安定ヨウ素剤の事前配付に関する部分については、記載どうするんだというものがございませんでした。そういう服用乳幼児に対する服用についての明記がございませんでした。それと予防服用に関しては、特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があるという記載と、あわせて乳幼児については安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階で、施設敷地緊急事態において、優先的に避難するという記載があります。

そこで、パブリックコメントの意見として、こちらが市として上げましたのは、例えば乳幼児の服用についての指針については示されていないがどうするかということで、パブリックコメントに意見を出させていただいたところです。

以上です。

○委員長（橋口博文） ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹） 初めて詳細な計画を提示をしていただきましたが、この指針を基にしたマニュアルでつくってあるわけだけでも、指針そのものがですよ、果たして福島教訓を全て取り入れたのかということに私は疑問を持っているんです。

推測の部分もかなりたくさんあるんじゃないかなと。例えば具体的に言うとね、例えば今の安定ヨウ素剤の問題にしても5キロ圏で、なぜ5キロ

圏だけで配付ができて、5キロを超えたグレーゾーン、または5キロを超えていくところ、これはSPEED Iでやればすぐわかることでね、そういった、実態に即した、その計画ということではないなというふうに感じるわけ。だから、指針そのものも本当に福島を教訓を得ながらやってきたのかなというのが甚だ疑問なんです。一つの今、ヨウ素剤の配付の問題について指摘をすれば、そういうことなんです。ほかにもたくさんあります。

例えば、病院とか介護施設とか、そういったところの施設に入っている、また組織化された人たちは、会社とかね、組織化された人たちは対応をうまくとることができてですね、今、例えば家族介護をやっているところ、こういったところですね、自治体で面倒を見てやんなさいと、こういうふうになっているわけだけでも、現実論として、これ難しいんですよ。

福島の場合は、やはり介護施設等に入ってた人たちがかなり、または病院に入っていた人たちがかなり犠牲になっているわけ。津波もそうですけどね。

だから、そういう個々のケースとか、置かれている現状を考えたときに、果たして、そうなるのかね。というのは、私は議会の中でゼロ被曝、実効性のある計画ということで、やりとりをしたと思うんですよ。

じゃあ、その実効性なりゼロ被曝なりというのが本当に、この計画で担保されるのかとなったら、私はノーだなというふうに思うんです。確かに苦労されてつくっているのはよくわかる。わかるけれども、個々のいろんな実態を見てみると、そうなるんですね。

例えば、私のところに避難の道路を、避難場所を見に行ったら、見に行ったら、わざれかところで車が通らんじやったと。こういうところもあったりするわけ。先生それはどげんなつとんなど。いやそれは複数のルートをいろいろ提示をするということだから、複数のルートができるまで待つとてみてはといったような会話もしたわけですね。だから、これができたから、これは万能だというふうに私は受け取ってない。むしろできたことによって、臨機応変ができなくなるんです。規制をしてしまう。一般の人たち今、何と言っているかと

いうと、早く情報をくれて、風がどっちに吹くか早く教えてくれと。そうじゃないと逃げ道がわからんと。これが一般の通常の常識ですよ。

この計画があるために、偏西風に乗ってどんどんどんどん西のほうに逃げていかなきゃならないと。かえってね、負の部分を負うといったような場面もあるわけですね。

だから、計画は計画として、これもやむを得んでしょうけれども、県にね、県がつくって県に準拠した形でつくらざるを得ない、それはよくわかります。しかし、私が主張したのはゼロ被曝ですよと、実効性のある計画でないという意味は、ありませんよということでやってきました。

そういった意味で、一応全部、後で読んでみすけど、これはこれとしてですね、可能な限り、これでいいんじゃないくて、これがむしろ災害を大きくする可能性の計画でもあると、裏を返せばですよ。そういうことも念頭に入れながらね、やはりまた計画のね、練り直しはやはり必要じゃないかなというふうに感じます。

きょうは、どこが悪い、あそこが悪いということは言いませんけれども、私の感想だけをね。今、ずっと説明を受けていましたけれども、感想だけを申し上げたいと思います。

以上です。

○防災安全課長（新盛和久） 佃委員のほうから、前回の、この計画が100%かというような御質問がございました。我々としては、ベストではないけれども、現状におけるベターな計画だというふうに認識はしております。

ただ、今おっしゃったように、これに基づいて今後、原子力防災訓練等を実施してまいります。その中で、やはり不具合等があった場合には、これは是正する必要があるというふうに考えておりますが、先ほど、冒頭に言いましたように、この計画は県の計画に整合しなければならない。あるいは県の計画は市に整合しなければならないという分の、そういう制約といいますか、手続上も必要になってまいりますので、いろんな部分で問題点があった場合には、県に働きかけたり、国に働きかけたり、あるいは市でできる部分については、市のほうで改定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（佃 昌樹） こういうふうに、また詳細

に変わってきて、幾らかはU P Z内の地区コミには出前講座で説明してきたと思うんだけど、U P Z外についてもね、やっぱりきちんと説明していかなきゃならないと思います。いろんな意見が出てくるでしょうけれども、柔軟な対応をですね、やっぱりできるようにしておいていただきたいなど、これも要求しておきます。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）こういうマニュアルですね、説明にもかなり時間も要して、しかもそれ全部じゃないし、これが市民の手元に行ったってどうにもならないというのが実態ですよ。

それでやっぱり簡単な、その市民向けの避難マニュアルというのが必要だと思うんですけど、その際に指示待ちとか、そういうことではなくて、かなり以前からですね、原発事故が起こった場合に、どういうふうになればいいかということについては、それマニュアルみたいなものはあるんですよ。

例えば、風向きを見て、風下に逃げるんじゃないんですよ、風の方向と直角に逃げるんですよとか、そんなことも書かれてあるんですよ。市が、これから考えていращやるような市民向けのマニュアルについては、そういうやっぱり自主的に判断する材料というかですね、正しい知識、基礎的な知識ですよ。そういったものも書く必要があると思うんですが、その辺はどうでしょう。

○危機管理監（新屋義文）これまでもマニュアルといいますか、原子力防災に関する冊子をお配りしておりますし、昨年鹿児島県が作成したマニュアル等もお配りしたところでございます。

おっしゃるとおり原子力に関する基礎的な知識等々についても、今後におきましてつくっていかねばならないというふうに考えております。また、指針等が確定するのを待ちながらですね、やはり間違いのない、そういうデータ等も示していきたいと思っております。

以上です。

○委員（井上勝博）そういうマニュアル、どこか、私の家にも置いてあってですね、以前見たことがあるんですよ。わかりにくいですよ。指示を待って、どこに避難しなさいというのはわかるんですよ。しかし、具体的に起こった場合に、まず、風向きがどうなのかという、佃委員もおっし

やっただすけども、風向きがどっちなのか、どっちの方角に逃げればいいのか、そっちに避難先がなければどうすればいいのかとかいうような実践的なものです。本当に実践的なもの、そういう実践的なものがないとですね、実際はいろんな情報が飛び交ってですね、パニックの状態というか、そういうのになるんじゃないかなというふうに思うんですね。

機械的にですね、もうどんなことがあっても、この人は、この地域に逃げるんですよということでは、実態と合わないわけですから。そこら辺は何か考えていращやることはあるんですか。

○防災安全課長（新盛和久）この風向きにつきましては、去年の原子力防災訓練のときに御説明をしたと思いますが、今回の訓練から全て住民広報する場合に風向き等についても住民広報の中に入れてございます。

これは県の指示とかじゃなくて、市独自に。今おっしゃったように放射性ブルームが出た場合には、風向、風速に、かなり影響されるというのは、もうこれはわかっておりますので、そういった部分も入れているところでございます。また、避難ルートについても、今、複数化の作業をやってございまして、風向きによって避難ルートを変えていくという部分については考えております。

また、避難先についてもU P Z外に全てを準備をするわけでございますけれども、当然、飯館村みたいに50キロぐらいのところも影響があった場合には測定をして、そこについては避難所に向かないというふうになった場合には、新たに避難所を影響のない場所に設けるというのは、これは当然すべきことでございます。

以上です。

○委員長（橋口博文）質疑は尽きたと思います。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

以上で、川内原子力発電所の安全対策にかかわる調査を終わります。

△陳情第1号 川内原発1・2号機再稼働

反対の決議を求める陳情書

○委員長（橋口博文）次は、継続審査としておりました陳情第1号川内原発1・2号機再稼働反対の決議を求める陳情書を議題といたします。

まず、前回の委員会の審査の中で、委員から当局に調査をお願いしていた事項がありましたので、ここで当局に報告を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） それでは、前回の委員会で井上委員から御質問のあった、福島第一原子力発電所の現状と火山について御報告させていただきたいと思います。

まず、福島第一原子力発電所の現状について、概要を御説明いたしますので、原子力安全対策室の資料7ページの資料4を御準備ください。

この資料は、本年4月23日に開催された、総合資源エネルギー調査会総合部会で使用された資料のうち福島第一原発の廃炉に向けた取り組みの部分を抜粋したものです。

7ページの上段には、2011年12月に策定された廃炉へのロードマップの大まかな工程が記載されておりますが、2011年12月を基準に、2年以内に使用済み燃料の取り出しを開始、10年以内に溶け出た燃料デブリの取り出しを開始、30年から40年後に廃止措置という現状の工程となっております。なお、上段の四角囲みの中に（2）に本年2月8日、原子力災害対策本部の下に、東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議を設置とありますが、参考までに10ページに同会議の構成メンバー表をつけてあります。

議長を経済産業大臣とし、政府・東京電力・プラントメーカー等が一体となり、廃炉に向けた取り組みを強化し、中長期ロードマップの改訂にも着手されております。

次に、7ページに戻っていただきまして、7ページの下ページをごらんください。現在の1から4号機の状況についての記載があります。

（1）の原子炉温度としては15度から40度で安定状態。

（2）の原子炉建屋からの新たな放射性物質の放出量としては、平成24年2月以降は、敷地境界線上で年0.03ミリシーベルトと、現行指針であります年0.05ミリシーベルトは下回っているようです。ただし、これはあくまでも新たな放出量ですので、これまでに放出された事故後の影響で、敷地内の線量は今でも高い状況となっております。

次に、8ページをお開きください。8ページの上のほうに、上段になりますが、廃炉に向けた取

組状況と今後の対応の①として、（1）には当面の最優先課題である使用済燃料プールからの燃料取り出し準備として、11月取り出し開始予定の4号機にプールカバーを建設中であること。

（2）には、地下水流入によりふえ続ける滞留水に対する対応が記載してありますが、下のページのほうに、報道等でも御存じのことと思いますが、地下貯水槽からの汚染水漏えいについての記載があります。

経緯については省略しますが、下のページのほうの2の対応状況及び今後の方針として、二つ目のマークのところには汚染水を地上タンクに移送するという。その下のマークのところには、廃炉推進対策会議の下に汚染水処理対策委員会を設置し、方向性を打ち出し、6月中をめどに改訂予定の中長期ロードマップに反映させることなどが記載されておりますが、最近の報道でもありましたとおり、汚染水抑制対策として、流入毎の時点での井戸を掘り、くみ上げて海洋へ放出することについては、まだ、地元漁協の承諾が得られていないことなど、この地下水流入汚染水の増加に関しては苦慮されている実情が伺えます。

また、右側9ページには、取組状況と今後の対応②、③として（3）には燃料デブリの取り出し等に向けた研究開発。（4）には研究開発体制の強化について。（5）には中長期視点での人材確保・育成として、作業員の確保や線量管理、人材育成についてを。（6）には国際的な連携について記載されております。

現状としましては、汚染水の問題、またネズミによる冷却装置の停止など、トラブルも発生しており、今後においても計画どおり進まない面もあるかと思いますが、安全かつ計画的な廃炉に向けて鋭意取り組まれている状況です。

次に、11ページの資料5をごらんください。

火山については、新規規制基準（案）のうちの火山評価影響ガイド（案）で御説明をさせていただきます。

まず、評価の基本フローから説明したいと思いますが、裏面の12ページ、最終ページになりますが、12ページをごらんいただきたいと思います。フローに沿って川内の状況をあわせながら御説明したいと思いますが、まず上段の立地評価として、火山の抽出がありますが、左上①に半径160キロ圏内に約258万年前以降の第四紀に

活動した火山があるかということで、川内の周辺には対象となる火山が多数ありますので、Y e s となり右側②に移ります。ちなみに、この160キロの範囲設定は約9万年前の阿蘇4火砕流が九州中央部を覆い、山口県南部から人吉盆地まで到達したとされる第四紀火災噴出物の既往最大距離155キロというものが参考とされております。

②では、約1万年前までの完新世に活動をしたかということで、これも桜島や新燃岳、また、前回委員会で井上委員から御指摘もありましたが、約7,300年前に発電所の南方、約120キロの海上に位置する薩摩硫黄島などを含む鬼界カルデラで破局的噴火とされる噴火があったとされておりますので、②もY e s となり、右側の将来活動性が否定できない火山、さらに右側の抽出された火山の火山活動に関する個別評価の④に移っていきます。

④では、運用期間中に及ぼす影響について検討されますが、仮に検討結果として、右側の上段に記載のある設計対応が不可能な火山事象の火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り、斜面崩壊、新しい火道の開通、地殻変動が想定されれば、これは立地不適となります。また、④の影響として、その他の事象を及ぼす可能性が小さいとなれば、⑤の兆候を把握した場合の対処方針の策定を行うとともに、下段の影響評価を行うこととなります。その影響評価としては、(1)では火山事象の降下火砕物、いわゆる火山灰等については範囲を定めず、また(2)では、火山事象の火山性土石流や噴石等については、ガイドで示された領域内において影響評価を行い、運転対応が可能かどうかの判断が行われることになっております。その検討領域についてですが、火山事象及び位置関係が示されておりますので、前のページの11ページをお開きください。

11ページの表1です。火山事象ごとに、その影響を及ぼす特性、また検討を必要とする原子力発電所からの距離が示されております。立地不可となるような2の火砕物密度流は、温度が300度を超えるもの、また、3の溶岩流では700度を超えるようになっており、設計対応が不可と判断される事象となっております。なお、前回、井上委員のほうから火山の危険性について、どの程度認識されているかという御質問がありました

が、九州電力では平成20年12月に提出した耐震バックチェックの最終報告書、及び平成23年1月に提出した3号機設置変更許可申請時に、今回、示されている評価ガイドと、ほぼ同様の検討範囲において、火山評価が行われており、九州電力の評価としては、供用期間中に火山活動が原子炉施設の安全性に与える影響はないとされておりますが、当申請は福島事故後、審査がストップしており、国の審査評価を受けておりませんので、改めて今後、施行される規制基準並びに評価ガイドに基づいて、再度、検討評価を行われ国の審査を受けることとなりますので、火山だけではありませんが、今後の新規規制基準の施行及び九州電力の対応状況、また、その国の審査状況について注視していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○委員長（橋口博文）ただいま説明がありましたが、この件について御質疑願います。

○委員（井上勝博）火山については、民間サイトで検討をされていたわけですが、今回は規制基準の中に、安全基準から規制基準ということで、いつの間にか基準が、名前が変わったわけですが、規制基準の中に明確に述べられてきているということになると、今まではその可能性としてはね、運転期間中に、そういう火山の爆発というのは、ほばないだろうという判断だったんだろうと思うんですが、しかし、この基準から言ったら、とにかくそういう危険性のある山が、火山があるかどうかということで、仮にそれが何らかの大きな爆発ですね、巨大噴火だとか、破局的な噴火とか、そういうものがあつた場合には対応できるかどうかを検討しなくちゃいけないということになるんですか。その基準の中で、そういう仮にそうだとしたら、例えば対策をとるとか、そういうこともしなくちゃいけないということなんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）まず、九州電力といいますが、原子力発電所の供用期間中に、まず火山の、どのような事象が可能性があるのかということが、まず求められると思います。その中で立地不可となるような事象になれば、それはもう廃炉へ進むのではないかと思います。それ以外の事象については、対策がとれるものについては対策を行う。

例えば、現在の川内原子力発電所では、火山灰のフィルターを取りつけておりますので、そういった何か対応ができるものを、取り組みがあれば対応していくというふうになると思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 今までは、そのフィルターをつけたぐらいのものだということですよ、対策としては。

仮に、そういう破局的噴火があるような、そういう火山が近くにある場合は、その実際に起こった場合は、どの程度の規模のものが起こる可能性があるのかということとか、それから、そういった場合に、果たして安全確保ができるのかどうかとか、そういう検討は申請をされてからされると。7月に九州電力は、その再稼働の申請をするということを言ってるわけですが、その申請をされたときに、この安全基準に照らして、そういった具体的な検討がされ、それがまた市民にも国民にも公表されるというふうに考えていいんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 今回、仮に適合性審査の申請をされる場合は、それまでに評価を終えて提出されるものと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） では、もう現在そういう火山についての評価が、もう審査がされていると、それは公開されているんですかね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 今後の規制基準の施行後に申請される適合性審査に向けて、現在、九州電力のほうでは取り組まれていると聞いておりますので、現在、評価作業中だと考えてもらっていいと思います。

以上です。

○委員長（橋口博文） 質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 質疑はないと認めます。

それでは、前回の委員会において、現在、新安全基準が策定中であることから、本陳情は慎重に取り扱う必要があるという意見があり、継続審査としておりましたが、今後の審査の参考とするため、ここで新規制基準の策定状況等について、当局の確認をしたいと思います。

それでは、当局から説明をお願いします。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 現在、原

子力発電にかかわる情勢としましては、原子力規制委員会において、新たな規制基準に関する関係規則等の案に対するパブリックコメントが5月10日で終了しております。

また、パブリックコメント時の資料を見ますと、今後の予定としましては、6月下旬から7月上旬に公布、7月中旬に施行予定とあり、施行期限である7月18日までの公布施行に向けて進められている状況です。

以上です。

○委員長（橋口博文） ただいま当局の説明がありました。この件について御質疑がありませんか。

○委員（井上勝博） さっきちょっと言いましたが、安全基準という呼び方から規制基準というふうになったというのは、どういう理由になっているんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 規制委員長の会見のときの言葉で言いますと、たしか、安全基準と言えば、その基準をクリアすれば、もう全て安全だと受けとめられると、そういうことから、そういう誤解を招かないように、規制の基準という形で名前が変わったというふうに私は認識しております。

以上です。

○委員（上野一誠） 把握していらっしゃる状況で、わからなければわからんでいいんですが。いろいろ7月の、そういう規制委員会の方向性に伴って、九電が一応、再稼働の手続をやっていられるというふうになると、今、規制委員会の審査の幅というか、審査の、何というのか、あり方という意味では、三つの委員会ぐらいに分かれて、審査をやっていらっしゃるというのも聞くんですが、仮に再稼働を手続をされる、その大方、大体どういうところが再稼働の手続をしていくというのは見えるんですけども。その三つの中に、仮に、この川内原子力が入っていけば、ある程度その状況は、判断は早いと思うんですが、それが仮に五つそういう要望があって、三つの枠に入らないとなると、また、非常に審査の、そういうものがおくられてくるということもあるんですけども、そういうのはどんなふうに理解していますか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 今、委員から御指摘のとおり、審査チームは3チームとして、これはもうふやせられないというふうに聞いて

ております。

その審査チーム、3チームの中に入るものにしても、申請順とは限らないと、いろんな要素を加味して、活断層の問題、破碎帯の問題等もありますので、いろんな要素を加味して、どの順番でどういうふうにするかということも答えられないということで、お聞きしております、その三つのチームの中に川内が入るのか、入らないのかということに関しては、私どももまだ予想がつかないといえますか、わからない状態であります。

以上です。

○委員長（橋口博文）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

それでは、当局の説明もありましたが、7月の新規制基準策定、また、これに対応した九州電力の対応なども考えられることから、6月定例会の会期中に委員会を開催する必要があるのではと考えております。

ついては、本日の陳情審査はここまでにしたいと思いますが、ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前11時50分休憩

~~~~~

午前11時51分開議

~~~~~

○委員長（橋口博文）ここで本会議に戻します。

○委員（佃 正樹）いろいろな疑問点があるんですよ。規制委員会が出している基準についての問題も含めて。特に、地震のね、活断層の件が今、問題にされておりますけれども、九州電力においても、やっぱり活断層の——私にいわせれば、虚偽報告かなというぐらいのを感じるわけですが、そういったことを、いろいろな内容について、こっちも正していきたいなということがあるんです。

したがって、重要な局面になってくる、または、今、規制委員会が出している、そういった基準をクリアするために、いろいろと行って6月末ぐらいには何とかかなりそうだといいことですが、そういった時点でやっぱり参考人として招致をお願いしたいというふうに思います。ぜひ頼みます。

○委員長（橋口博文）今、佃委員から九州電力のほうから来ていただいて——招致をして、規制委員会の内容やそうすることについて聞きたいというこ

とでありますから、そういうことで来ていただくことでよかですかね。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（橋口博文）それでは、そういう方向で検討をしていきたいと思います。ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前11時54分休憩

~~~~~

午前11時58分開議

~~~~~

○委員長（橋口博文）ここで本会議に戻します。

それでは本日の陳情審査はここまでとし、陳情については、先に申し上げましたように九州電力を参考人として呼んで進めていきたいと思っております。次の会は、6月定例中に委員会を開催したいと思います。なお、委員会の日程については、調整の上、連絡いたします。それでは陳情第1号の審査を一時中止いたします。

△委員長報告の取扱い

○委員長（橋口博文）以上で日程のすべてを終りました。

なお、川内原子力発電所の安全対策にかかわる調査について、本日の調査内容を6月定例会において委員長報告を行うこととしたいと思います。

ついては、委員長報告を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（橋口博文）以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会したいと思います。

お疲れさまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文